

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	志方町大宗地区 (大宗)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

認定農業者である営農組合への集積率は約8割で、地域内の農地の大半を集積している。しかし、営農組合の構成員の高齢化、後継者の育成が課題とされており、営農組合の体制の維持について、継続的に協議していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、麦を主要作物とし栽培を行う。主要作物については、連作障害を防ぐために、水稻と麦のローテーションによる耕作を継続する。水源から離れ水の確保が難しい農地については、麦や大豆の作付けにより管理を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

既に担い手への農地中間管理機構を活用した集積・集約化を行っており、現状の維持に取り組む。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

今後、担い手へ新たに集積を行う場合は、所有者の意向を踏まえながら、農地中間管理機構を活用する。

